

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合規則第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の営利企業等の従事制限に関する規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「営利を目的とする私企業」を「商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業」に改める。

第3条中「営利を目的とする私企業」を「営利企業等」に改め、同条第3号中「地方公務員法」を「法」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。